

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (動経印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,600,000千円 -----	H24.3.21 ネービー ドーで (同日)	日本側 齊藤隆志在ミャン マー大使 ミャンマー側 デイン・ナ イン・テイン国家計画・ 経済開発大臣	H24.4.19 153号
ミャンマー	沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画を 実施するために必要な生産物及び役務の購入 ミャンマー連邦共和国政府との間の交換公文	沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画を 実施するために必要な生産物及び役務の購入	583,000千円 H29.12.31まで	H24.4.21 東京で (同日)	日本側 齊藤隆志在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 キン・ワウ ン・テイン駐日ミヤンマ ー大使	H24.5.28 187号
ミャンマー	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とミヤンマ ー連邦共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	251,000千円 H30.12.31まで	H24.4.21 東京で (同日)	日本側 齊藤隆志在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 キン・ワウ ン・テイン駐日ミヤンマ ー大使	H24.5.28 188号
ミャンマー	エーヤーワダイ・デルタ輪中堤 復旧機材整備計画のための贈与 に関する日本国政府とミヤンマ ー連邦共和国政府との間の交換 公文	エーヤーワダイ・デルタ輪中堤復旧機材整備計画を 実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,160,000千円 H27.6.30まで	H24.7.6 ネービー ドーで (同日)	日本側 齊藤隆志在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 カン・ソウ 国家計画・経済開発大 臣	H24.8.6 255号
ミャンマー	中部地域保健施設整備計画のた めの贈与に関する日本国政府と ミヤンマー連邦共和国政府との 間の交換公文	中部地域保健施設整備計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	1,256,000千円 H28.9.30まで	H24.7.6 ネービー ドーで (同日)	日本側 齊藤隆志在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 カン・ソウ 国家計画・経済開発大 臣	H24.8.6 256号
ミャンマー	通信網緊急改善計画のための贈 与に関する日本国政府とミヤン マー連邦共和国政府との間の交 換公文	通信網緊急改善計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	1,710,000千円 H28.10.31まで	H24.12.28 ネービー ドーで (同日)	日本側 沼田幹男在ミヤ ンマー大使 ミャンマー側 キン・サ ン・イー国家計画・経済開 発副大臣	H25.1.21 16号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△△と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミャンマー	貧困農民支援に関する日本国政府 府とミャンマー連邦共和国政府 との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物及び役務の購入	230,000千円 H25.12.31まで	H24.12.28 ネービー トローで (同日)	日本側 沼田幹男在ミヤン マー大使 ミャンマー側 キン・サン ・イー国家計画・経済開 発副大臣	H25.1.21 17号
ミャンマー	ミャンマー連邦共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府と ミャンマー連邦共和国政府との 間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	800,000千円 -----	H24.12.28 ネービー トローで (同日)	日本側 沼田幹男在ミヤン マー大使 ミャンマー側 アウン・タ ウン・ラー電力副大臣	H25.1.21 18号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。